

支援 助成

～豊かな暮らしのための～ 住宅支援制度のご案内

住宅・マンションの耐震化に関する支援

住宅・マンションの耐震化についてお悩みの方へのアドバイザー派遣や耐震改修等の費用の一部助成など各種支援を行っています。

■アドバイザー派遣制度

市から耐震アドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談・耐震診断見積・簡易診断を受けることができます。

■助成制度

耐震診断、補強設計、耐震改修・建替え、除却など耐震性向上に係る取り組みを行う場合に費用の一部を助成しています。

★詳しくは、4ページをご覧ください。

マンションの管理・運営に関する支援

分譲マンションの適切な維持管理や、改修・建替え等に対する各種支援を行っています。

■管理アドバイザー派遣【無料・事前申請・10回まで】

管理組合等に対し、建築士やマンション管理士を派遣し、アドバイスや情報提供を行います。

■管理セミナー【無料・事前予約制・1回/年】

マンションの管理・運営にまつわる様々なテーマについてセミナーと、管理組合等の情報交換の場です。

■再生支援【助成金】

築30年以上のマンションに対し、改修・建替え等の比較検討等にかかる費用の一部を助成します。

Aコース 全額(4回まで)・Bコース 費用の2/3かつ限度額36万円(1回)

住まいをお探しの方への支援

●公営住宅への入居

市が管理・運営する住宅で、住宅に困窮し、所得が一定基準以下の世帯向けです。随時、市報で募集します。

■市営住宅(110戸)

武蔵野市に引き続き1年以上居住している家族向けの住宅です。

■福祉型住宅(194戸)

武蔵野市に引き続き3年以上居住している高齢者、障害者、ひとり親世帯、若年ファミリー向けの住宅です。高齢者向け住宅には緊急通報装置が設置されています。

●保証会社を利用した場合の保証料の助成

民間の保証会社を利用した場合の保証料の助成制度があります。対象や条件、助成額については、直接お問合せください。

●高齢者あんしん住まい確保事業

◆入居したい方

事前に登録をされた市内在住の高齢者の方に対し、優先的に入居できる民間賃貸住宅をご案内します。入居後は見守り支援があります。

◆賃貸住宅の所有者の方

事前に登録いただき、市がご紹介した高齢者の方が入居されると、
①入居者の見守り ②死亡事故発生時の原状回復費用・家賃損失に備える保険に市が加入 ③バリアフリー改修助成 ④緊急通報システム設置・利用費の助成など、所有者の方の支援をします。



★詳しくは、お問合せください。

住宅の活用に関する支援

●住替え支援マイホーム借上げ制度

(一社)移住・住みかえ支援機構(JTI)と連携し、マイホーム借上げ制度を実施しています。原則50歳以上の世帯の方で、シニアライフには広すぎる家を子育て世代に転貸するなどの活用をして賃貸収入を得ることができます。借上げた家が空き家になっても最低賃金が保証されます。定期賃貸借契約のため、契約満了後に持家に戻ることも可能です。

お問合せ (一社)移住・住みかえ支援機構(JTI) 03-5211-0757

住まいに関する相談窓口

●住まいのなんでも相談窓口【無料・事前予約】

住まいに関する相談に専門家が対応します。

- (例) ・住宅の建築、リフォーム、耐震化
・マンションの維持管理、管理組合運営、民泊対応
・住宅の売買、空き家の処分
・民間賃貸住宅への転居(高齢者、障害者、ひとり親世帯)

■建築士、マンション管理士、宅地建物取引士、司法書士

■毎週木曜日9時～12時/13時～16時(各50分)

※前週金曜日までに要予約

建築紛争に関する相談

●住まいるダイヤル【相談無料】

電話相談(建築士)、対面相談(建築士・弁護士)にて相談できます。中立・公平な立場で関与する紛争処理手続きもあります。

- (例) ・リフォーム工事を始めた後に、追加の工事費用が必要だと言われた…
・新築した住宅で雨漏りしてきたのに直してくれない…
・住宅の不具合について、事業者との話がまとまらない… など

■建築士(電話相談及び対面相談)、弁護士(対面相談)

■電話受付：平日10時～17時(祝日除く)

お問い合わせ

(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 0570-016-100

お問合せ 住宅対策課 電話 0422-60-1976

その他の住宅に関する 支援・助成のご案内

ここに記載している以外にも、支援を受けるための要件が別にある場合や、事前相談が必要となる場合がありますので、詳しくは、各課に直接お問い合わせ下さい。

■雨水活用

- 雨水浸透ます**
雨水を地下に浸透させるための設備
新築住宅：助成単価（材料費）×必要数量
既設住宅：助成単価（工事費・材料費）×必要数量
*既設住宅については基本的に自己負担無し（一部例外有り）

- 雨水貯留タンク**
雨水を溜めて散水等に利用する設備
小型（150ℓ未満）：3万円または本体価格＋設置費（税抜）の3/4のいずれか低い額
中型（150ℓ以上）：5万円または本体価格＋設置費（税抜）の3/4のいずれか低い額
※設置費の助成額の上限は1万円です。



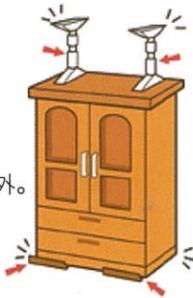
下水道課（西棟2階）

電話 60-1867（直通）

■家具転倒防止金具等取付

地震対策の一環として、対象となる家具に転倒防止金具等を支給のうえ、取付ける事業を実施しています。

- 対象世帯**
65歳以上のみ世帯（単身者含む）または身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、東京都愛の手帳1・2度保有者
*過去にこの事業及び東京都市長会の補助事業で取付けを行った世帯は対象外。



- 対象家具**
タンス、食器棚、本棚など4台まで（1台金具2種類まで）

- 費用** 無料

高齢者支援課（南棟1階）

電話 60-1846（直通）

障害者福祉課（南棟1階）

電話 60-1904（直通）

■新築記念樹の配付

市内に住宅を新築する（された）方で、庭などに地植え可能で、苗木受領後のメンテナンス（水やり、剪定、落葉等の処理、害虫駆除など）について責任を持って行える方
*指定の往復はがきで申し込み

- 配付時期：年4回（3・6・9・12月、花の色の選択不可）**

- ・ハナミズキ
- ・シマトネリコ
- ・ヒメシャラ
- ・モミジ
- ・コブシ



■剪定枝葉資源化

- 家庭で出た枝木・草葉**

（事前予約）
束と袋を合わせて4個以上50個まで無料で収集し、資源化します。



（直接クリーンセンターに持ち込む）
束と袋を合わせて10個まで直接クリーンセンターに持ち込んだ場合、無料で受け入れ、資源化します。

※ただし、太さや長さ等に制限があります。

ごみ総合対策課（クリーンセンター内）

電話 60-1802（直通）

■介護保険による住宅改修費の支給

要支援・要介護認定を受けて在宅生活をおくっている方が、在宅生活継続のためにお住まいの住宅に手すりの取付けや段差解消など一定の改修を行う場合、介護保険から給付を受けることができます。
*工事着手前に事前申請が必要です。必ず工事前にケアマネジャーにご相談ください。



- 対象**
要支援・要介護認定を受けている方で、原則として在宅で生活されている方。

- 費用**
改修費用のうち、20万円までが支給対象となります。そのうち、ご本人や世帯の収入の状況に応じて9割、8割または7割が介護保険から支給されます。（限度額を超える費用は自己負担となります。）

高齢者支援課（南棟1階）

電話 60-1845（直通）

■道路に面する緑化の助成

建築基準法上の道路に面している場所に、連続延長3m以上（地被は延長に含まない）の新たな緑化を行う場合にかかった費用を助成します

- 助成金額（上限単価）**
生垣：12,000円/m 高木：15,000円/本 中木：4,000円/本 低木：2,000円/本 地被：1,000円/㎡（限度額60万円）
ブロック塀等の取壊し（新たに緑化する同位置のブロック塀等の取壊し）：4,000円/㎡（限度額30万円）

※必ず工事の着手2週間前までに、図面を持参のうえ、窓口で助成の対象となるかについてご相談下さい。

緑のまち推進課（西棟2階）

電話 60-1863（直通）

■消火器の購入

家庭用に消火器等を購入された方に補助金を交付します。

- 対象**
家庭用消火器等を購入した市内在住の世帯主 1本/世帯・年度



- 補助金額**
購入費（税込）/ 補助金額
2,000円未満 / 500円
2,000円～5,000円未満 / 1,500円
5,000円以上 / 2,500円

申請には領収書（コピー不可）が必要です。

■ブロック塀等の改善

道路に面し、倒壊の危険がある高さ1.2m以上の塀を改修・補強・撤去した場合



- 撤去・補強・改修の工事費助成**
①ブロック塀などの撤去 8,000円/m（上限64万円）
②ブロック塀の補強 8,000円/m（上限32万円）
③ブロック塀の改修（撤去+新設） 16,000円/m（上限128万円）

防災課（西棟5階）

電話 60-1821（直通）

■狭あい道路の整備



現況の幅員が4mに満たない道路（狭あい道路）の拡幅整備工事等を、市が行います。/一部例外有り

- 対象**
市が管理をする下記 1,2,3 のいずれかのもので敷地の後退が必要となる場合（後退が必要かどうかは、建築指導課（東棟 4階・60-1876（直通））の窓口でご確認いただけます。）

- 1 建築基準法第42条第2項に該当する道
- 2 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路
- 3 東京都建築安全条例第2条の規定する隅切り部分

- 道路整備・非課税手続き**
①②③の全てを満たす場合、整備・非課税手続きを道路管理課で行います。**事前の申請が必要です。**

- ①後退が10センチ以上の場合
- ②後退部分に支障物（塀・樹木など）がない場合
- ③後退部分を市に無償で貸与いただける場合

道路管理課（南棟4階）

電話 60-1855（直通）

■効率的なエネルギー活用

- 太陽光発電システム
- エネファーム
- 既設窓の断熱改修

※助成対象となる設備、助成額等詳細については、お問合せください。



■ねずみ駆除

市民税非課税世帯で、65歳以上のみ世帯（単身含む）または生活保護世帯

- ねずみ侵入防止対策（簡易）** 無料

- 専門業者による対策指導** 無料



■スズメバチ駆除

巣の自主駆除が困難な方へスズメバチ等、巣の駆除に係る費用の助成を、自主駆除が可能の方へは駆除用具（防護服・殺虫剤）の無料貸し出しを行っています。

- 駆除指定業者** 市指定業者
市が指定する業者により駆除を行い、かかった費用の一部を後日助成します。

- 助成額**（R4年度一例）*詳細は下記にお尋ねください。
スズメバチ：駆除額18,700円（助成額 9,200円）
アシナガバチ：駆除額9,900円（助成額 4,400円）

環境政策課（西棟2階）

エネルギー活用 電話 60-1841（直通）

ねずみ駆除・スズメバチ駆除 電話 60-1842（直通）

住宅の耐震化に関する支援

住宅（一戸建て・マンションなど）

*すべて事前の相談・申請が必要です。

*助成金額は「実際に要した費用×助成率」と「限度額」を比べて少ない額です。

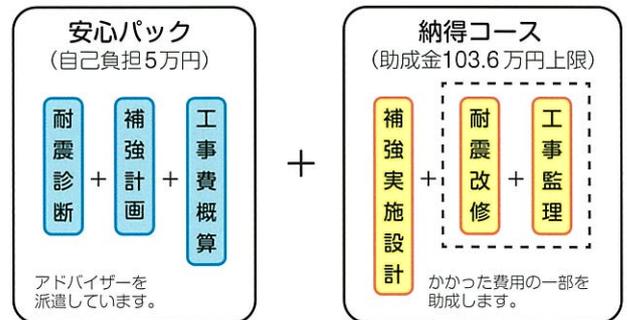
*事業用建物や特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成制度もあります。

耐震化事業		相談・耐震診断見積・簡易診断(*1)	耐震診断		補強設計		耐震改修・建替え (耐震診断で耐震性不足と判定された建築物に限る。)		除却(解体) (簡易診断又は耐震診断で耐震性不足と判定された建築物に限る。)		
建物区分		費用	助成率	限度額	助成率	限度額	助成率	限度額	助成率	限度額	
旧耐震(*2)	・戸建 ・長屋 ・共同住宅	木造	無料	9万円	2/3	9万円	1/2	100万円	1/2	50万円	
				3,670円/㎡ (上限50万円)		3,670円/㎡ (上限50万円)		150万円		75万円	
	小規模共同住宅等 (3階建て以上かつ 1,000㎡未満の共同住宅)	非木造		2/3	100万円	2/3	100万円	23% (*4)	① 34,100円/㎡ ② 実際の費用 (耐震改修相当額) (上限784万円)	23% (*4)	① 17,000円/㎡ ② 実際の費用 (上限391万円)
	賃貸マンション (3階建て以上かつ 1,000㎡以上の共同住宅)										
分譲マンション (3階建て以上かつ 1,000㎡以上の共同住宅)	200万円	200万円	① 50,200円/㎡ ② 実際の費用 (耐震改修相当額) (上限1億6,733万円)	① 25,000円/㎡ ② 実際の費用 (上限8,333万円)							
新耐震(*3)	・戸建 ・長屋 ・共同住宅	木造	—	5万円	1/2	20万円					
		非木造	無料								

- *1 簡易診断は、耐震アドバイザーを派遣して実施します。非木造住宅・マンションは簡易診断を受ける前に、相談を実施する必要があります。診断見積りだけの利用も可能です。
- *2 旧耐震とは、昭和56年5月31日以前に工事着手したものをいいます。
- *3 新耐震は、昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に工事着手したものを助成対象としています。
- *4 は、「①②のうち少ない額×助成率」と「上限」を比べて少ない額です。

木造住宅の耐震化

◆診断～改修まで、2つの制度を利用することで耐震化が完了します。



良質な住まいづくり活動への支援

- 良質な住まいづくり活動助成金
良質な住まいづくりに結びつく自主的かつ公益的な活動を行う団体に対し、活動費用の一部を助成しています。
- ◆1団体につき年間10万円を限度に交付
- ◆助成対象となる経費/講演会、講習会、相談会、見学会の運営に係る経費で、人件費などは除く。

★詳しくは、お問合せください。

住宅改修等による減税制度

【固定資産税の減額】 資産税課 Tel 0422-60-1825

- 耐震改修 課税額1/2減額（翌年度分のみ）
(通行障害既存耐震不適格建築物は2年度分)

- バリアフリー/省エネ改修
課税額1/3減額（翌年度分のみ）

※減額対象面積には上限があります。
※長期優良住宅の認定を受けると減額率が異なる場合があります。

【所得税の特別控除】 武蔵野税務署 Tel 0422-53-1311

- 耐震改修耐震化費用（上限250万円）の10%

★詳しくは、各所にお問合せください。

